

平成30年度 山村振興関係地方債計画

府省庁名:総務省

(単位:千円)

事 項	平成29年度 当初計画額 (A)	平成30年度 計画額 (B)	対前年度 増減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	備 考
1 辺地及び過疎対策事業債 (1) 辺地対策事業債	497,500,000 47,500,000	508,500,000 48,500,000	11,000,000 1,000,000	102.2% 102.1%	<p>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)により、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地を有する市町村が、総合整備計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。</p>
(2) 過疎対策事業債	450,000,000	460,000,000	10,000,000	102.2%	
2 教育・福祉施設等整備事業 うち一般補助施設整備等事業債 (豪雪対策事業)	3,100,000	3,100,000	0	100.0%	<p>豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)により、豪雪地帯として指定された市町村が実施する豪雪地帯内を連絡する市町村道、除雪機械及び関連防雪施設の整備の推進を図る事業に要する経費に対する地方債である。</p>

注) 計画額については、振興山村分を切り分けて示すことができないため、全国値を記入。

平成30年度 山村振興関係予算概算決定額

府省庁名:総務省

(単位:千円)

事 項	平成29年度 当初予算額 (A)	平成30年度 概算決定額 (B)	対前年度 増減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	平成29年度 補正予算	備 考
1 無線システム普及支援事業 携帯電話等エリア整備事業	3,598,212	3,359,597	△ 238,615	93.4%		過疎地域・山村等条件不利地域において携帯電話等のエリア拡大に必要な伝送路と基地局等の整備に際し、国がその整備費用の一部を補助する。
2 情報通信基盤整備推進事業	670,267	669,500	△ 767	99.9%	529,875	地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地域・山村等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助する。
3 放送ネットワーク整備支援事業	130,034	329,984	199,950	253.8%	1,499,728	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、以下の整備費用の一部を補助。 ① ケーブルテレビ幹線の2ルート化等(条件不利地域については、老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助対象)(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業) ② 条件不利地域等におけるケーブルテレビ網の光化等(ケーブルテレビネットワーク光化促進事業) ※ 平成29年度補正予算は、ケーブルテレビネットワーク光化促進事業のみ。 ※ 平成30年度は、ケーブルテレビネットワーク光化促進事業を統合。 ※ 放送ネットワーク整備支援事業は、これら2事業のほか地上基幹放送ネットワーク整備事業から
4 地域おこし協力隊の推進	135,382	135,210	△ 172	99.9%		制度創設から10年目を迎える地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・地方公共団体双方への研修の充実等により、隊員の円滑な活

注) 表中の事業については、振興山村等条件不利地域を対象にしたもの、振興山村で採択基準の緩和等優遇措置があるもの、事業内容的に振興山村での実施が見込まれるもの等であり、各事業の予算額については振興山村分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。